

式子の墓の行方：〈定家と式子〉伝承の舞台の変遷 (二)

天野， 聡一
九州産業大学

<https://doi.org/10.15017/7363932>

出版情報：雅俗. 22, pp. 99-104, 2023-07-15. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



式子の墓の行方 ―〈定家と式子〉― 伝承の舞台の変遷 (二)

天野 聡一

この小稿は、時雨の亭の伝承地を考証した旧稿^①に引き続き、式子の墓について考察するものである。なお、式子の墓に相当するものは、資料によって「塔」「塚」「古墳」とも記されるが、論述の都合上、引用文以外は「墓」で統一する。

* * *

一二〇一（建仁元）年一月二十五日、式子内親王がこの世を去った。享年五十三。『明月記』によると、この年、定家の姉で式子に長く仕えた龍寿御前は、白河常光院にしばしば参じている^②。常光院は式子が父・後白河院から伝領した地である。また、龍寿御前が参じた日は、四月二十五日、五月二十五日、九月二十五日と、いずれも式子の月命日にあたる。以上から、このとき式子の墓は常光院にあり、龍寿御前はその墓前に参上して法事を営んでいたと考えられている^③。ただ、伝存する史料から分かるのはここまでだ。常光院は早くに失われたと見えて、詳しい場所は分からない。また、式子の墓がその後どこかに移転したのかどうか、まったく不明と言うしかない。

ところが、それからおよそ二百年後、式子の墓は再び文献上に登場することになる。定家葛伝説――定家の執心が葛に変わり、式子の墓を取り巻いたという言い伝えである。

定家葛伝説を記した古い資料としては、『源氏物語大綱』（一四三二〔永享四〕年ころ成）と、金春禪竹（一四〇五―一四七〇ころ）作と目される謡曲「定家」がある。前者は式子の墓を特に何処とも記さないが、後者はその場所を具体的に示している。間狂言におけるアイ（都千本のあたりに住む者）の台詞から、該当箇所を引用しよう。

後鳥羽院の御宇に、①式子内親王と申す御方、（中略）賀茂の斎宮にそなはり給ひしが、程なく下り居の御身とならせられ、この歡喜寺にござりたりと申す。（中略）又或る人の申すは、定家の卿は内親王を恋ひ給ひ、文玉章を送り、忍び忍びに御契りなされけるが、はや世上に取沙汰いたすやうになり候へば、世の憚りにや、いつしか恋路も絶え絶えに成り給ひたると申す。さやうの御思ひも積りけるか、または憂き世のならひ、老若男女によらざる故にや、②内親王世を去り給ひて候ふほどに、これなる御墓を築き、標を立て置かれて候。^④

これによると、式子は齋院退下後、千本の歡喜寺に住み（傍線①）、没後はそこに墓が築かれたという（傍線②）。

歡喜寺に式子の墓があるという記述は、謡曲「定家」と同じころに成立した一巻本『応仁記』（一四八八〔長享二年〕ころ成）にも認められる。

すなわち、応仁の乱以前の都を懐古する叙述のなかに、

千本に両歎喜寺、此寺に定家葛の墓あり。⁽⁵⁾

とあるのがそれだ。なぜ歎喜寺なのか、その理由は不明だが、当時、歎喜寺に式子の墓があると考えられていたことは間違いない。

歎喜寺とは、大歎喜寺と大聖歎喜寺の二つを合わせていう呼称で、一巻本『応仁記』のように「両歎喜寺」とも称した。現在の千本今出川のあたりに広大な境内を有していたようだ。しかし、その歎喜寺も応仁の乱で焼亡してしまった。

その後、歎喜寺の跡地に伏見から般舟院が移転してきた。近世中期に作られた地誌『山州名跡志』（二七一〈宝永八〉年刊）は、この般舟院に式子の墓があると述べる。

『応仁記』に云く、「千本に両歎喜寺、此寺に定家葛の墓あり」と云々。此墓、今尚般舟院の内にあり。般舟院、始め伏見にあり。天正年中、此地に移る。諺に云く、定家卿、式子内親王を慕へること切なり。卿の没後、一念の妄執、葛となつて塚を絡ふ。故に定家葛と号す、と。⁽⁶⁾

式子の墓は歎喜寺が移転した後も、なお同じ場所にあり続けていたというわけである。

この『山州名跡志』の見解は『山城名跡巡行志』（二七五四〈宝暦四年成〉）や『都名所図会』（一七八〇〈安永九〉年刊）⁽⁸⁾といった後続の地誌に受け継がれ、今日に至る⁽⁹⁾。

近年、般舟院は西圓寺という寺院に改まったが、そこには式子の墓と伝わる石塔が変わらずに存する。現在、一般に式子の墓として知られているのは、この般舟院（現西圓寺）の石塔である。

* * *

しかし、式子の墓には般舟院とは別にもう一つの有力な伝承地があった。寺町今出川を少し上ったところ（上京区鶴山町）にある大歎喜寺がそれである。管見の限り、大歎喜寺に言及した研究書や辞書類は見当たらない。般舟院と違い、今は忘れられてしまった存在と言つてよいだろう。その大歎喜寺を有力な伝承地と述べたのは、黒川道祐（生年未詳―一六九一）による考証があるからだ。

道祐は『雍州府志』（二六八六〈貞享三年刊〉）で以下のように述べている。

式子内親王の塔 西園寺の南、大歎喜寺に在り。この寺、もと千本五辻の西北、いはゆる歎喜寺の町に在り。今の五辻の北、聖天堂は

大聖歎喜寺の一字なり。（中略）然して、定家の塔、近隣般舟院に在り。然して、この門前の南を定家の辻子と称す。かつ、式子内親王の塔、この寺に在るときは、すなわち、時雨亭はこの処と為すこと、明らけしかな。⁽¹⁰⁾

道祐によると、もともと千本の地にあった式子の墓は、今は大歎喜寺にあるという（傍線部）。先述したように、大歎喜寺は元来千本の地



参考地図

にあり、隣接する大聖歎喜寺とともに歎喜寺、あるいは両歎喜寺と呼ばれていた。その後、応仁の乱による焼亡を経て、大歎喜寺は現在の地に移った¹¹⁾。道祐は、その移転の際に式子の墓も千本の地から移された、と述べているわけだ。なるほど、話の筋は通っている。

ちなみに、道祐は般舟院には定家の墓があるという(波線部)¹²⁾。この定家の墓が『山州名跡志』などの言う式子の墓なのだろう。道祐の見解は後世の地誌に受け継がれなかったが、もしかするとそれは定家の墓と定家葛の墓(式子の墓)が混同されてしまったからなのかも知れない。

さて、道祐は実際に大歎喜寺に足を運び、千本の地から移されたという式子の墓を実見している。すなわち、『日次紀事』(一六八五(貞享二)年ころ刊)に以下のようにある。

式子内親王の忌 後白河院第三の皇女なり。賀茂の齋院に立つ。

京極歎喜寺に塔有り。この寺、近世に至りて千本に在り。爾後、この処に移る。時に聖天堂、残りて始の地に在り。相伝ふ、藤定家の卿時雨の亭の跡、始め千本歎喜寺に在り。今見るに、京極歎喜寺に在り。移す所の塔、真に古代の物なり。¹³⁾

道祐は大歎喜寺に伝わる式子の墓(傍線部)について、「真に、古代の物なり」と述べている(波線部)。実物を見て、自分の考えに確信を持ったのだろう。

『日次紀事』は都とその周辺の年中行事を一月一日から十二月末日まで順序立てて解説した書物である。引用した記事は、その七月十五日の条の「式子内親王の忌」という項目にある。史実(一月二十五日)とは異なるものの、式子の忌日が伝わっていたところを見ると、当時大

歎喜寺では式子を弔う法事が行われていた可能性がある。

大歎喜寺にあったという式子の墓は、はたして現在も伝わっているのだろうか。二〇二〇年夏、私は自宅のある福岡を立ち、朝早くに大歎喜寺を訪れてみた。

住宅街のなかに現れた小さな門をくぐり、細長い参道をぬけると宮内庁管理の墓域がある。だが、そこには桃山時代以降の皇女の墓が整然と並ぶばかりで、周辺をいくら探しても式子の墓らしきものは見当たらなかった。

折良く居合わせた大歎喜寺の方に尋ねると、墓はもろんのこと、式子との関係についても初耳で、現在ではまったく伝わっていないとのこと。ただ、同寺では先代まで後白河院の法要を行っていたらしい。その理由は不明だったが、もしかすると式子との関係からかもしれないという―。

現地調査はひとまず終わった。大歎喜寺にあったという式子の墓の行方は、今も私の継続課題である。

* * *

近世期の随筆や紀行文をなお注意深く見てゆくと、式子の墓の伝承地はほかにもいくつか目にとまる。

たとえば百井塘雨(生年未詳―一七九四)の『笈埃随筆』には、

今妙覚寺三昧の中に式子内親王の墓有りて、かたのごとく定家葛(まことへり)。¹⁴⁾

と見え、菊池成章(一七四四―一八二〇)の紀行『伊紀農松原』にも、妙覚寺には式子内親王の古墳有。定家葛まことひて五輪の面影のみ見ゆ。¹⁵⁾

とある。いずれも妙覚寺に式子の墓があったことを伝える資料だ。

妙覚寺は上京区下清蔵口町にある寺院である。歓喜寺の跡地に建つ般舟院（現西圓寺）や、京極に移転した大歓喜寺と異なり、歓喜寺との関係は認められない。なぜそのような寺に式子の墓が伝わっていたのだろうか。注目したいのは、妙覚寺に定家の墓があったことである。『都名所図会』に載る妙覚寺の挿絵には、境内の隅に定家の墓が描かれている。この定家の墓が、般舟院の石塔の場合と同様に、定家葛の墓（式子の墓）と混同されたのではないだろうか。

また、松浦静山（一七六〇—一八四二）の随筆『甲子夜話』には、ある年に謡曲「定家」を観劇した記録が書かれているが、その際、棧敷にやってきた鷺二という人物が次のように語ったという。

某、嘗て上京せしとき、一条のあたりに式子内親王の御墓とて在り。其墓に蔓草、透間なく一面に繞つきたり。人云ふ、「この

蔓、人或はこれを取去れば、一夜にして故の如し」。(16)

鷺二によると、「一条のあたりか」に式子の墓があり、びっしりと葛が纏いついていたという。人が言うには、取り払っても一夜にして元通りになるという――(17)。

鷺二の伝える式子の墓が具体的にどこにあるのかは分からない。ただ、ここで興味深いのは、妙覚寺にしても一条辺りの某所にしても、式子の墓が定家葛に覆われていると語られている点である（波線部）。そこには、はるか昔の出来事である定家葛伝説を今に続く伝説として語ろうとする姿勢が見て取れる。その背後にあるのは、やはり謡曲「定家」終幕の情景だろう。式子は法力によって定家の執心（定家葛）にきつく縛られた墓から解放される。だが、しばらくの後、みずから元の

場所へと戻ってゆき、再び定家葛に覆い尽くされる――。謡曲「定家」はこのようにして幕を閉じる。定家葛によって覆われた式子の墓は、二人の魂が今もお離れがたく絡み合っている様相として感受されたのではないだろうか。塘雨や成章の記述、そして鷺二の語りは、そのことを端的に示しているよう。

* * *

最後に、定家葛伝説と関わらないが、二つの伝承地を取り上げよう。広島県尾道市（生口島）の光明三昧院（光明坊とも）と大分県別府市の観海寺である。石丸晶子によると、光明三昧院の伝承は、一二〇七（建永二年）に四国へ流刑となった法然を追って、式子が同地へやってきたというもの。同じく観海寺の伝承は、一一九六（建久七）年の妖言事件によって都を追われた式子が豊後守護職の大友氏に伴われて同地へやってきたというものだ(18)。いずれも都から遠く離れた地だが、そこに式子がたどり着き、生涯を終えたというわけである。もちろん式子が都で没したことは『明月記』をはじめとする史料によって明らかなので、史実としてはまったくありえない話だ。

もっとも、伝承として見ると話は別である。たとえば、著者不明の『自讃歌注』には、式子が定家との密通の咎で流罪になったと説くものがある(19)、古浄瑠璃『小倉山百人一首』（一六七二〔寛文十二〕年正本刊）では、密通が発覚したとき、「親王を土佐のはた、定家を佐渡の島へ」(20)配流することに定まる。こうした例を勘案すれば、広島や大分に式子の墓が伝わるといいうのも、そこまで意外とは思えない。

注

- (1) 天野聡一「時雨の亭の在処——〈定家と式子〉伝承の舞台の変遷」(『日本文学』70-8、二〇二二年八月)。
- (2) 『明月記』に「龍寿御前、借車参常光院」(二〇二二「建仁二」年四月二十五日)、「龍寿御前坐、被参常光院」(同年五月二十五日)、「龍御前被渡、参常光院実云々」(同年九月二十五日)とある。『明月記』の本文は『冷泉家時雨亭叢書別巻2 翻刻 明月記1』(朝日新聞社、二〇二二年一月)による。
- (3) 田渕句美子『異端の皇女と女房歌人——式子内親王たちの新古今集』(KADOKAWA、二〇一四年二月)第二章「式子内親王——後鳥羽院が敬愛した皇女」、奥野陽子『式子内親王——たえだえかかる雪の玉水』(ミネルヴァ書房、二〇一八年六月)第五章「晩年の式子内親王」など。
- (4) 謡曲「定家」(問狂言)の本文は『新編日本古典文学全集58 謡曲集①』(小学館、一九九七年五月)による。
- (5) 一卷本『応仁記』の本文は『古典文庫381 応仁記・応仁別記』(古典文庫、一九七八年六月)による。
- (6) 巻十八・殿舎部・「歌人高名宅 公卿第」・時雨亭。『山州名跡志』の本文は『新修京都叢書14』(臨川書店、一九六九年十月)による。なお、同書には「式子内親王の塚 亭と同所に在り。石仏弥勒を安んず」(巻二十一・洛陽寺院・般舟三昧院)という記述もある。
- (7) 「式子内親王の塚 同所(天野注、般舟院)に在り(石仏弥勒を安んず)」とある(第一・洛陽寺社名所古跡・般舟三昧院)。「山城名跡巡行志」の本文は『新修京都叢書22』(臨川書店、一九七二年六月)による。「」内は割書。以下同じ。
- (8) 「式子内親王の塚(当寺(天野注、般舟院)にあり。定家墓の墳といふ。むかし此地定家卿の別荘なり。門前の辻子を定家の辻子といふ。当院、初は伏見里指月にあり。文禄三年、此地に移す)」巻一・平安城首・般舟院」とある。『都名所図会』の本文は『新修京都叢書6』(臨川書店、一九六七年十二月)による。
- (9) 前掲奥野陽子『式子内親王』のほか、『国史大辞典』『日本歴史地名大系』『世界大百科事典』など。
- (10) 巻十・陵墓門・愛宕郡・式子内親王の塔。『雍州府志』の本文は『新修京都叢書10』(臨川書店、一九六八年八月)による。
- (11) 『京都坊目誌』(平安古考学会、一九一五年九月)上京之部・乾・上京第九学区之部・歛喜寺によると、それは天正年間(一五七三―一五九二)のことという。
- (12) 道祐は後述する「日次紀事」でも般舟院に定家の墓があると述べている(巻八・八月二十日・忌日・中納言藤原定家卿忌)。
- (13) 巻七・七月十五日・忌日。『日次紀事』の本文は『新修京都叢書4』(臨川書店、一九六八年九月)による。
- (14) 巻十・楓葉。『笈埃隨筆』の本文は『日本隨筆大成(第二期)12』(吉川弘文館、一九七四年五月)による。
- (15) 二帖・文化六年二月九日。『伊紀農松原』(二帖)の本文は『解題書目21 伊紀農松原』(青森県立図書館、一九九二年三月)による。
- (16) 三篇・巻五十七。『甲子夜話』(三篇)の本文は『東洋文庫423 甲子夜話三篇5』(平凡社、一九八三年七月)による。
- (17) ただし、この話は少し出来すぎていて、他の資料と同列に扱うにはためらわれる。「一条のあたりか」という言い方は曖昧で何処とも分らないし、取り扱っても一夜で元通りになるという話は、先に引用した謡曲「定家」のアイの台詞のすぐ後に「あたりの者どもそれを取り除け、さはやかに仕り置き候へば、一夜の内に這ひまとひ」云々という話とほぼ同じだ。要するに、驚二の作り話である可能性が捨てきれないのである。むしろ式子の墓と謡曲「定家」との密接な関係を象徴的に示す資料として理解すべきか。
- (18) 石丸晶子『式子内親王伝 面影びとは法然』(朝日新聞社、一九九四年十二月。原書、一九八九年十二月)「式子への旅その後——文庫になるにあたって」。なお、石丸は触れていないが、光明三昧院の伝承については、『芸藩通志』(一八二五〔文政八〕年成)に記述がある(巻九十・安芸国豊田郡五・寺院・光明坊)。同書では、後白河院皇女・如念が松虫・鈴虫という侍女二

人を伴って光明三昧院に寓居し、その後、法然を招いたという言い伝えを記した上で、「按に、後白河六皇女ありて、式子内親王、建久八年、藏人兼仲、僧歛心が事に坐して、京外に擯けらるべきを、捨置れしが、後難髪して、法名承如法といひしと見ゆ、もしくは如念のとなりや」と述べる。『芸藩通志』の本文は『復刻 芸藩通志2』（復刻『芸藩通志』刊行会、一九六三年七月）による。

(19) 一六四四（寛永二十二）年付の奥書を持つ著者不明の『自讃歌注』。「桐の葉もふみ分けがたく成りにけりかならず人をまつとなけれど」という式子の歌を流刑地で定家を思って詠んだと解する。天野聡一「式子葛のことなど―〈定家と式子〉拾遺」『国文論叢』60、二〇二三年三月）参照。

(20) 古浄瑠璃『小倉山百人一首』の本文は『古浄瑠璃正本集4』（角川書店、一九六五年一月）による。

【付記1】 一次資料の引用に際し、仮名遣いや送り仮名は出典資料のままとした。ただし、変体仮名や漢字の異体字などは現代通用のものに改め、清濁・句読点・改行を見直し、漢文は書き下し文に、浄瑠璃作品は漢字平仮名表記を改めるなど、適宜改訂を加えた。引用文に付した傍線はすべて筆者による。

【付記2】 本稿は科学研究費（19K00361・20H01231・22H00638）の成果の一部である。